

市街化調整区域内における土地利用の規制緩和について

1 規制緩和の趣旨

県では、「地方創生の旗手」として、「とくしま回帰」の実現に向けた取組みを本格的に展開しているところであり、雇用の確保や地域経済の活性化のほか、南海トラフ巨大地震による被害の最小化を図るため、「市街化調整区域内における土地利用の規制緩和」を行う。

2 概要

次に係る開発審査会付議基準を改正する。（次頁を参照）

- ・ 新規工場の立地について「許可対象の拡大」
- ・ 既存工場の拡張について「許可基準の緩和」
- ・ 津波災害警戒区域（イエローゾーン）からの住宅や工場などの移転について「新たな基準の創設」

3 今後のスケジュール

- | | |
|----------------|----------|
| ○ パブリックコメントの実施 | 平成28年4月～ |
| ○ 関係市町への意見照会 | 平成28年4月～ |
| ○ 開発審査会付議基準の改正 | 平成28年7月 |

開発審査会付議基準の改正概要

■新規工場の立地について

許可対象となる業種を製造業全般まで拡大する。

	改正前	改正後
対象業種	<ul style="list-style-type: none"> ・技術先端型業種 (医薬品製造業等) ・指定集積業種 (食品関連産業等) ・成長分野業種 (LED関連産業等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>製造業全般</u>

■既存工場の拡張について

許可基準のうち、立地場所、既存工場との関連性、対象施設を緩和する。

	改正前	改正後
立地場所	<ul style="list-style-type: none"> ・既存工場の隣接地 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存工場の<u>近接地</u>
既存工場との関連性	<ul style="list-style-type: none"> ・密接に関連する施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>関連する施設</u>
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・工場、倉庫 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場、倉庫、<u>事務所等</u>

■津波災害警戒区域からの住宅や工場などの移転について

新たな基準を創設して、住宅や工場等の移転を可能にする。

	改正前	改正後
対象施設	基準なし	<u>新規基準を創設</u>